

○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表
 ○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
一〇二十九（略）	一〇二十九（略）
三〇 オファツムマブ及びその製剤	（新設）
三十一〜三十六（略）	三十一〜三十五（略）
三十七 ニークロロー九一（ニードオキシニールオロベーターDーアラビノフラノシル）ー九Hープリンー六ーアミン（別名クロアラビン）及びその製剤	（新設）
三十八（略）	三十六（略）
三十九 四一「四一（一）「四一クロロー三一（トリフルオロメチル）フェニル」カルバモイル」アミノ」ー三ーフルオロフェノキシ」ーNーメチルピリジン」ーカルボキサミド（別名レゴラフェニブ）及びその製剤	（新設）
四十〜百三十五（略）	三十七〜百三十二（略）